

綴喜都市計画生産緑地地区の変更計画書

八幡市決定

計 画 書

綴喜都市計画生産緑地地区の変更(八幡市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

地区番号	位 置	面積(ha)	備考(ha)
3	八幡大芝	－	約 0.06 減
42	橋本糸ヶ上	約 0.26	約 0.55 減
47	橋本東原	－	約 0.10 減
50	橋本東浄土ヶ原	－	約 0.14 減
52	橋本平野山	約 0.30	約 0.12 減
(既決定地区) 1ほか 55 地区	56 地区	約 11.25	上記変更にかかる 区域を除く
合計	58 地区	約 11.81	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、市街化区域内における環境機能の優れた農地等について、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的に保全することにより、良好な市街地環境の保全を図るものであるが、生産緑地地区として維持が困難な生産緑地及び公共用地買収が行われた生産緑地について、本案のとおり廃止を行うものである。

< 参考 >

新旧対照表

	新	旧	備考
面積(ha)	11.81	12.78	廃止 0.97ha
地区	58	61	廃止 3 地区

都市計画の策定の経緯の概要

地区番号 3(全部廃止) 0.06ha

3-1 位 置:八幡市八幡大芝 17
面 積:489 m²
廃止理由:公共用地買収

3-2 位 置:八幡市八幡大芝 18
面 積:95 m²
廃止理由:公共用地買収

地区番号 42(一部廃止) 0.55ha

42-1 位 置:八幡市橋本糸ヶ上 32-1
面 積:340 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

42-2 位 置:八幡市橋本糸ヶ上 61
面 積:2,323 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

42-4 位 置:八幡市橋本糸ヶ上 63
面 積:2,790 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

地区番号 47(全部廃止) 0.10ha

47-1 位 置:八幡市橋本東原 65-10
面 積:1,018 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

地区番号 50(全部廃止) 0.14ha

50-1 位 置:八幡市橋本東浄土ヶ原 25
面 積:727 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

50-2 位 置:八幡市橋本東浄土ヶ原 27
面 積:684 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

地区番号 52(一部廃止) 0.12ha

52-2 位 置:八幡市橋本平野山 14-5
面 積:365 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

52-4 位 置:八幡市橋本平野山 15-1
面 積:224 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

52-5 位 置:八幡市橋本平野山 15-2
面 積:122 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

52-7 位 置:八幡市橋本平野山 16-3
面 積:216 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

52-10 位 置:八幡市橋本平野山 22-1
面 積:280 m²
廃止理由:指定から 30 年が経過

都市計画の変更の理由書

綴喜都市計画生産緑地地区の変更（八幡市決定）

本都市計画は、市街化区域内における環境機能の優れた農地等について、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的に保全することにより、良好な市街地環境の保全を図るものとして生産緑地地区を指定しています。本市都市計画マスタープランにおいても市街地内の貴重なオープンスペースとして保全を図ることとしています。

今回変更を行う生産緑地は、指定から30年が経過したことにより、生産緑地法第10条第1項の規定により生産緑地買取りの申出があった生産緑地について、行為の制限が解除されたことにより、生産緑地地区として維持が困難であることから本案のとおり廃止を行うものです。

また、史跡綴喜古墳群（八幡西車塚古墳）買上げ事業により公共用地買収が行われた生産緑地について本案のとおり廃止を行うものです。